

世界文化遺産等関連施設アクセスバス実証運行事業委託業務に係る  
指名型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 世界文化遺産等関連施設アクセスバス実証運行事業委託業務に係る指名型プロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 審査方法、評価基準に関すること。
- (2) 企画提案の評価に関すること。
- (3) 受託候補者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者により構成する。

※所属および氏名は受託候補者決定後に公表予定

2 委員の任期は、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により1人を定める。  
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。  
4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。  
3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議は、書面にて開催することができる。  
(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

- 2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光部観光誘致課において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。